



「バリア性積層体、該バリア性積層体を備えるヒートシール性積層体および  
 該ヒートシール性積層体を備える包装容器」事件  
 (知財高判令和6年4月22日 令和5年(行ケ)第10091号<sup>1)</sup>)

**概要**

(1) 取消決定に対する不服申立てにおいて、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。  
 (2) 取消事由1(甲3を主引例とする進歩性の判断の誤り)について、複数の相違点を一体的に検討すべきであると認定し、主引例と副引例との技術分野ないし用途の相違を考慮した上で、主引例に副引例を適用する動機付けがないと判断した(異議申立てにおける特許庁の取消決定を取消し)。

**対象特許(特許第6902231号<sup>2)</sup> 対象取消決定(異議2022-700021号)**

**訂正後の【請求項1】**

多層基材と、蒸着膜と、前記蒸着膜上に設けられたバリアコート層とを備えるバリア性積層体であって、

前記多層基材は、少なくともポリプロピレン樹脂層と表面コート層とを備え、

前記ポリプロピレン樹脂層は、延伸処理が施されており、

...

前記バリアコート層が、金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であるか、または、金属アルコキシドと、水溶性高分子と、シランカップリング剤との樹脂組成物から構成されるガスバリア性塗布膜であり、

前記ガスバリア性塗布膜の表面は、X線光電子分光法(XPS)により測定される珪素原子と炭素原子の比(Si/C)が、0.90以上1.60以下であることを特徴とする、ボイルまたはレトルト用バリア性積層体。(下線は筆者による)

**主引例(甲3発明:特開2009-154449号公報<sup>3)</sup> および副引例(甲4記載事項:特開2017-211082号公報<sup>4)</sup>)との対比**

	相違点1-2 (数値限定)	相違点1-3 (技術分野ないし用途)
本件発明	「前記ガスバリア性塗布膜の表面は、X線光電子分光法(XPS)により測定される珪素原子と炭素原子の比(Si/C)が、0.90以上1.60以下である」	「ボイルまたはレトルト用」
甲3発明 (主引例)	「該有機無機ハイブリッドバリア層は、X線光電子分光分析法によるアトムickパーセントの分析において、炭素と酸素と珪素が、それぞれ15~50%、30~65%、5~30%の割合で存在する」	「食品等の包装材料として使用可能」
甲4記載事項 (副引例)	「オーバーコート層を構成する原子における、炭素原子に対する金属原子の比率(金属原子数/炭素原子数)は0.8以上、1.6以下の範囲内である」	「電気製品等の機器の消費エネルギーを削減するための真空断熱材用外包材等に関する」

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail?id=6166](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=6166)  
<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-6902231/15/ja>  
<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2009-154449/11/ja>  
<sup>4</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2017-211082/11/ja>

## 裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、以下のように数値範囲の技術的意義を考慮し、相違点1-2および1-3については一体として検討すべきであると判断した。

本件発明は、**ボイル又はレトルト処理が行われる場合であってもガスバリア性の低下の抑制が図られるように、バリアコート層表面の珪素原子と炭素原子との割合を特定の範囲にしたものであって、高いガスバリア性を有するボイル又はレトルト用バリア性積層体を提供するという技術的意義を有するといえる。**

そして、甲3発明（主引例）に甲4記載事項（副引例）を適用することについて、裁判所は、次のように動機付けがないと判断した。

甲4は、**高温高湿な環境においても長期間断熱性能を維持することができる真空断熱材用外包材等の提供を目的とするものであるが、高温多湿な「環境」を想定するにとどまり**・・・甲4には、レトルトやボイルを前提とする記載はない。甲3の【0044】には、・・・炭素が少なすぎると膜質が脆くなることが示唆されているのに対し、甲4の【0111】には、・・・炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）を示す記載に引き続いて、・・・金属原子に対して炭素原子の数が過剰に多くなるとオーバーコート層の脆性が大きくなって、ガスバリア性の低下につながる旨の記載があるところ、これは、上記甲3の【0044】の記載と正反対の内容である。

そうすると、当業者において、甲3発明の食品包装材料についてボイル又はレトルト用途とすることを想起したとしても、甲4におけるオーバーコート層を構成する原子における金属原子の比率は加熱によってもガスバリア性が維持されるかどうかとは関わりのないものであること、甲4には、炭素原子と金属原子の比率と、膜質の脆性について、甲3と正反対の記載があることに鑑みても、甲3発明とは技術分野も積層構造も異なる真空断熱材用外包材に関する甲4の積層体の中から、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層に関する記載に着目した上、オーバーコート層における炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）を参酌して、甲3発明に適用する動機付けを導くには無理があるというほかなく、本件決定の判断には誤りがある。

## まとめ

上記のとおり、本件発明と甲3発明（主引例）との相違点1-2に係る構成（Si/C数値限定）に比較的近い事項が甲4（副引例）に示されている。しかし、相違点1-3に係る用途限定（ボイルまたはレトルト用）に関して、甲4の技術分野ないし用途（電気製品等の機器の消費エネルギーを削減するための真空断熱材用外包材等）は、主引例（甲3発明）の技術分野ないし用途（食品等の包装材料）とは全く異なる。また、「炭素原子の数」と「ガスバリア性の低下」との関係に関して、甲3（主引例）と甲4（副引例）とは、正反対の内容を開示している。

裁判所は、相違点1-2（数値限定）および1-3（技術分野ないし用途）に係る構成の組み合わせが技術的意義を有することを認定した上で、副引例（甲4）の技術分野、およびそれに伴う具体的構成が主引例（甲3）とは異なることを考慮し、主引例と副引例との組み合わせの動機付けの存在を否定した。

このように、本件は、進歩性判断において、複数の構成の相互の関係に配慮しつつ、主引例と副引例との技術分野ないし用途の違い、それに伴う具体的構成の違い、および本件発明における数値範囲の技術的意義が考慮された事例として参考となる。引例の組合せで進歩性が否定されたとき、発明の構成が有する技術的意義を考慮し、複数の構成を一体として扱うべきか判断し、引例を組み合わせる動機付けがあるか否かを慎重に検討することが有効である。

**キーワード** 特許、進歩性（29条2項）、動機付け、組み合わせ、技術的意義、数値限定  
[担当] 深見特許事務所 青木 満宏

## [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。